

御坊市男女共同参画プラン

平成17年4月
御 坊 市

は じ め に

男女共同参画社会の実現は、21世紀の日本社会を決定する重要な課題とされ、これまでさまざまな取り組みがなされています。

国や県においても、男女共同参画に向けた基本法や条例が施行され、具体的な道筋が示されました。

御坊市においても、平成22年度（2010年度）を目標年次とした「第3次御坊市総合計画」の中に「男女共同参画社会づくり」に向けた施策を体系づけ、様々な事業を展開してきているところですが、男女共同参画社会の実現に向けて更に施策を進めるため、ここに「御坊市男女共同参画プラン」を策定いたしました。

今後私たち一人ひとりが、お互いの多様な価値観を認め合い、相互に助け合いながら、自己を実現できる環境整備を進め、真に豊で安心して暮らせる活力ある社会を築くため、市民の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、御坊市男女共同参画プランの策定にあたり、ご協力いただきました多くの皆さまに、心よりお礼を申し上げます。

平成17年4月

御坊市長 柏 木 征 夫

第1章 プランの概要

第1節 プランの基本的な考え方

1. プランの目的

日本では、個人の尊重、男女の平等の理念が憲法にうたわれ、男女平等の実現に向けて法律や制度上の整備等様々な取り組みが進められてきました。

しかし、現実の社会においては、長い時間をかけて形成されてきた、性別による固定的な役割分担等が、意識の中にも慣習の中にも根強く残っています。このため、政策・方針等の決定過程への参画、職場における能力発揮、家庭や地域における役割や活動など様々な分野において、男女平等が実現しているとはいえない状況にあります。

また、少子高齢化の進展、高度情報通信の発展などの社会経済情勢の急速な変化に対応していくためにも、あらゆる分野において男女が共に新たな価値観を創造していくことが期待されています。

したがって、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を実現することが、日本社会の最重要課題の一つとなっています。

御坊市においても、国・県の施策を勘案しつつ市民一人ひとりがお互いの人権を尊重し、男女が自立し、相互に支え合う男女共同参画社会の実現に向けて施策を推進します。

2. プランの性格

- (1) この計画は「男女共同参画社会基本法」に基づくものです。
- (2) この計画は、行政のみで推進するものではなく、市民一人ひとりがそれぞれの立場で積極的に取り組むとともに、家庭・地域・団体・企業等社会全体で取り組んでいくためのものです。
- (3) 御坊市行政の枠を越えるものについては、国・県・関係諸団体に対してその実現を図るよう働きかけていくものとします。
- (4) 「第3次御坊市総合計画」との整合性を図るとともに、国・県の施策を見極めながら推進します。

3. プランの目標

(1) 基本目標

男女共同参画社会の実現をめざして

(2) 重点目標

- 1 男女共同参画意識の確立
- 2 政策・施策等決定過程への男女共同参画の促進
- 3 男女が共に働く環境整備の促進
- 4 家庭・地域における男女共同参画の促進
- 5 男女が共に健やかに暮らせる環境整備の促進

4. プランの期間

本計画が対象とする期間は、平成 17 年度を初年度とし平成 21 年度までの 5 年間とし、その時点で再度現状分析しプランを検討します。

第2節 プラン策定の背景

1. 世界の動き

国連が提唱した「国際婦人年」昭和50年（1975年）に、第1回目の世界女性会議である「国際婦人年世界会議」がメキシコシティで開催され、各国が取るべき措置のガイドラインとなる「世界行動計画」が採択されました。その翌年の昭和51年から昭和60年までの「国連婦人の10年」を契機に、世界各国で女性の人権擁護と男女平等の実現に向けた取り組みが展開されてきました。

昭和54年（1979年）には、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が国連総会において採択されました。この条約は、法制度だけでなく、慣習や慣行等個人の意識も変革するよう求めています。

また、昭和60年（1985年）に開催された、「『国連婦人の10年』ナイロビ世界会議」では、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。

平成7年（1995年）到北京で開催された「第4回世界女性会議」では、「女性の権利は人権である」とうたわれた「北京宣言」及び「女性のエンパワーメント（力をつけること）に関するアジェンダ（予定表）」と位置づけられている「行動綱領」が採択されています。

平成12年（2000年）6月には、「女性2000年会議：21世紀に向けての男女平等・開発・平和」が、ニューヨークの国連本部で国連特別総会として開催されました。

この会議では、「北京行動綱領」に関する各国の実施状況について、検討と評価をするとともに、実施に当たっての障害を克服するための戦略及びさらなる行動についての討議が行われ、女性に対するあらゆる形態の暴力は違法行為であるとすることや、エイズ防止などのための政策の採用及び男女平等の実現にインターネットなどの情報技術を活用すること等を盛り込んだ「成果文書」を採択しました。この成果文書をもとに世界各国は新たな目標に向かって取り組みを進めることになりました。

2. 国の動き

国際社会の動きに対応し、国では昭和50年に、婦人問題企画推進本部を設置し、昭和52年、「国内行動計画」を策定しました。この後、世界女性会議等において採択された国際文書を踏まえて国内における行動計画が策定され、総合的、体系的な施策の推進が図られています。

昭和55年には、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」

に署名し、「国籍法」及び「戸籍法」の改正、「男女雇用機会均等法」の制定などの国内法の整備を進め、この条約を昭和 60 年に批准しました。

また、昭和 62 年には、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を受けて、「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」を策定し、この計画を平成 3 年に「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画（第一次改定）」へと改定しました。

平成 6 年には、婦人問題企画推進本部を改組し、男女共同参画推進本部を設置するとともに、内閣総理大臣の諮問機関として男女共同参画審議会を設置して、国の推進体制を整備しました。

平成 7 年に北京で開催された「第 4 回世界女性会議」で採択された「北京宣言及び行動綱領」と平成 8 年 7 月に男女共同参画審議会が答申した「男女共同参画ビジョン」を踏まえて、平成 8 年 12 月に新たな行動計画である「男女共同参画 2000 年プラン—男女共同参画社会の形成の促進に関する平成 12 年（西暦 2000 年）度までの国内行動計画—」を策定しました。このプランにおいて基本的な法律についての検討がうたわれ、平成 11 年 6 月、男女共同参画社会基本法が公布・施行されました。この基本法に基づき平成 12 年 12 月に「男女共同参画基本計画」が策定され、男女共同参画社会の形成に向けて新たな一歩を踏み出しました。また、平成 13 年 1 月には、中央省庁等の改革において、内閣府に男女共同参画局のほかに重要政策に関する会議の一つとして男女共同参画会議が設置され、男女共同参画の推進体制の強化が図られました。

3. 和歌山県の動き

和歌山県では、昭和 52 年（1977 年）に民生部青少年局育成課に婦人主幹を配置し、女性担当窓口を設置するとともに、翌昭和 53 年（1978 年）婦人班を設置し、女性問題への取り組みが始まりました。

昭和 57 年（1982 年）に「和歌山県婦人施策の指標」を、昭和 63 年（1988 年）に「21 世紀をめざすわかやま女性プラン」を策定、また平成 7 年（1995 年）に同プランを改定。

平成 8 年（1996 年）には、女性行政をさらに強力に、かつ総合的に推進していくため、生活文化部に女性生活課を設置し、平成 10 年（1998 年）には女性問題の解消と男女共同参画社会づくりを目指す県民の活動と交流の拠点として、和歌山県女性センター「りいぶる」を設置しました。

平成 12 年（2000 年）には「和歌山県男女共生社会づくりプラン」を策定し、翌平成 13 年（2001 年）には、機構改革により、環境生活部共生推進局に男女共生社会推進課を設置しました。

また、平成14年（2002年）には、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的に「和歌山県男女共同参画推進条例」を施行しました。

さらに、この条例に基づき、県における男女共同参画を総合的、計画的に推進するため平成15年に「和歌山県男女共同参画基本計画」を策定しました。

4. 御坊市では

平成5年（1993年）4月に婦人教育施策担当を商工振興課に配置し、女性問題に関する取り組みが始まりました。

平成7年（1995年）4月に、施策担当を教育委員会社会教育課へ移管

平成14年（2002年）4月には本市における男女平等に関する施策をより総合的かつ効果的に推進することを目的に、女性施策担当を教育委員会社会教育課から市民部同和室（現人権推進室）へ移管し男女共同参画に関する施策を推進しています。

また、「御坊市人権啓発推進協議会女性部会」や、「ウイズ・ア・スマイル」など、男女共同参画を目指す団体も誕生し、男女共同参画に向けて地道な啓発活動を続けています。

基本目標

男女共同参画社会の実現をめざして

重点目標

1. 男女共同参画意識の確立
2. 政策・施策等決定過程への男女共同参画の促進
3. 男女が共に働く環境整備の促進
4. 家庭・地域における男女共同参画の促進
5. 男女が共に健やかに暮らせる環境整備の促進

基本方策

1. 男女共同参画意識の確立

- (1) 固定的な性別役割分担意識の解消と制度・慣行の見直し

施策の方向

- ①意識啓発活動の推進
- ②家庭・地域・職場等における慣習・慣行・制度の見直し
- ③実態調査・研究等による情報収集と提供

- (2) 男女共同参画を推進する教育・学習の推進

施策の方向

- ①学校・家庭・地域等における教育・学習の推進
- ②女性の資質向上のための学習機会の提供
- ③リーダーの養成と活動の促進
- ④生涯学習の推進

- (3) 女性の人権を尊重する意識啓発の推進と支援体制の整備促進

施策の方向

- ①女性に対する暴力の根絶をめざした啓発活動の推進
- ②メディアにおける女性の人権尊重の促進
- ③関係機関の連携と相談体制の整備促進

- (4) 国際協調による男女共同参画意識の醸成

施策の方向

- ①国際的な動向についての情報収集と提供
- ②国際理解と国際交流の推進

2. 政策・施策等決定過程への男女共同参画の促進

- (1) 政策・施策等決定過程への女性の参画の促進

施策の方向

- ①各種審議会・委員会等への女性の参画の促進
- ②女性の職域拡大と管理職登用の促進
- ③地域組織等における女性の参画の促進

3. 男女が共に働く環境整備の促進

(1) 男女が共に活躍できる環境の整備促進

施策の方向

- ①雇用や労働に関する法律及び各種制度の周知と活用の促進
- ②職業能力開発と向上のための支援対策の推進
- ③農業、商工業等自営業における環境整備の促進

(2) 男女で担う育児・介護支援の充実

施策の方向

- ①男女が共に育む子育て支援の推進
- ②男女で支え合う介護支援の推進
- ③母子・父子家庭等に対する支援の充実

4. 家庭・地域における男女共同参画の促進

(1) 男女が共に参画できる地域社会づくりの促進

施策の方向

- ①地域活動への男女共同参画の促進
- ②女性団体の交流と活動の場の充実

(2) 男女が共に築く家庭生活の実現

施策の方向

- ①家庭生活における男女共同参画の促進

5. 男女が共に健やかに暮らせる環境整備の促進

(1) 生涯を通じた健康生活の支援の充実

施策の方向

- ①健康長寿と男女の自立支援の推進
- ②生涯を通じた女性の健康支援の推進

(2) 高齢者等が安心して暮らせる環境の整備促進

施策の方向

- ①高齢者の生きがい対策の推進

第2章 プランの内容

第1節 男女共同参画意識の確立

(1) 固定的な性別役割分担意識の解消と制度・慣行の見直し

[現状と課題]

男女がそれぞれの個性を生かし、一人ひとりの能力を発揮することのできる男女共同参画社会を実現するためには、「男は仕事、女は家事」といった性別による固定的な役割分担意識を解消することが必要です。

男女の性別に基づく役割分担に関する意識は徐々に解消されつつありますが、実際の行動面では、性別役割分担意識が依然として残っており、男女共同参画を実現するための大きな障害の一つになっています。

このことから、男女共同参画が一人ひとりの生活に深くかかわる問題であるという認識のもとに、男女平等と人権の尊重の意識が浸透するよう各種広報啓発活動を展開するとともに、社会の制度や身近にある慣行等について、男女共同参画の視点から見直していくことが求められています。

[施策の方向] 社会教育課 人権推進室

①意識啓発活動の推進

○男女平等及び人権尊重をテーマにした講演会・研修会・講座等の開設により、男女共同参画に向けて啓発活動を推進します。

○「広報ごぼう」等を通じて固定的な役割分担意識を解消するための広報、啓発活動を推進します。

○講演会、研修会等の開催に当たっては、男性も積極的に参画できるように努めます。

②家庭・地域・職場等における慣習・慣行・制度の見直し

○家庭・地域・職場等における慣習・慣行・制度について、男女共同参画の視点に立って見直すための啓発活動を促進します。

③実態調査・研究等による情報収集と提供

○男女共同参画に関する市民意識調査と分析を行い、啓発活動や施策への反

映に努めます。

○各種資料・情報の収集と提供を行い、意識の高揚に努めます。

(2) 男女共同参画を推進する教育・学習の推進

[現状と課題]

男女共同参画の視点に立った考え方や態度が人々の間に浸透していくためには、小さい頃から男女平等意識を身につけるような教育を受けていくことが大切です。これからの社会の担い手となる子どもたちは、性別を問わず、一人ひとりの持っている力を発揮し、対等に社会を維持する義務と責任を持つことが期待されています。

大人も一人ひとりの個性と能力を十分に発揮できる社会にするために、職場、家庭、地域等において男女共同参画について学習していくことが必要です。

[施策の方向] 教育総務課 社会教育課 人権推進室

①学校・家庭・地域等における教育・学習の推進

○学校教育において、一人ひとりの個性や能力を尊重するとともに、人権の尊重、男女平等、相互理解について、学習、指導のより一層の充実を図ります。

○男女共同参画の視点に立って、学校行事や PTA 活動を促進します。

○家庭において、男女が相互に人格を尊重し助け合えるよう、様々な講座の開催等により家庭内における学習機会の充実に努めます。

②女性の学習機会の提供

○女性が幅広い分野に参画し、力を発揮することができるよう、国や県等が開催する研修会、講座等への参加を促進します。

③リーダーの養成と活動の促進

○地域社会において、男女共同参画を促進するため、中心となって活動するリーダーの養成に努めます。

○男女共同参画社会の実現をめざす団体等の交流の場や機会を充実し、団体等の活動を促進します。

④生涯学習の推進

○子どもから高齢者に至るまで、市民の学習機会の拡充を図ります。

○各種研修会、懇談会等を開催し、情報の交換、収集、提供を推進します。

○「広報ごぼう」やマルチメディアの活用により、きめ細かい生涯学習情報の提供を推進します。

○市民の多様な学習ニーズに対応するため、地域コミュニティセンターや隣保館等を活用した事業の充実に努めます。

○市民の自主的、自発的な学習グループの支援と育成を図ります。

○生涯学習の指導者の育成と発掘に努めます。

(3) 女性の人権を尊重する意識啓発の推進と支援体制の整備促進

[現状と課題]

男女が互いの人権と性を尊重し合い対等な関係を築くことは、男女共同参画社会の基礎となるものです。しかし、現実には、身体的、性的、心理的等様々な形で女性に対する暴力が存在し、基本的人権や自由が侵害されています。

女性に対する暴力は性別に基づく暴力行為であって、夫やパートナーからの暴力、性的虐待、売買春、セクシュアル・ハラスメント、つきまとい行為なども含まれ、女性を男性に比べて更に従属的な存在にしています。

女性に対する暴力は家庭内の問題であると思われがちですが、男女の固定

的な役割分担、経済力の格差、上下関係など、その背景には社会的、構造的な問題があることを認識し、暴力を根絶するための意識啓発を行うとともに、被害に遭った女性を救済し、相談する体制を整備する必要があります。

また、いわゆる IT(情報通信技術) 革命が進展している中で、メディアによってもたらされる情報においても、男女共同参画の視点に立って、男女の人権が確保されることが求められています。

[施策の方向] 秘書課 健康福祉課 社会教育課 人権推進室

①女性に対する暴力の根絶をめざした啓発活動の推進

- 夫・パートナーからの暴力、セクシュアル・ハラスメント、性暴力等あらゆる暴力を根絶するため、広報等を活用し、啓発活動を推進します。
- 青少年健全育成のため、性や暴力に関する有害環境の浄化活動を促進します。

②メディアにおける女性の人権尊重の促進

- 広報紙等の刊行物において男女共同参画の視点に立った表現に努めます。

③関係機関の連携と相談体制の整備促進

- 女性に対する暴力被害等について、関係機関相互の連携を図るとともに相談体制の整備を促進します。

(4) 国際協調による男女共同参画意識の醸成

[現状と課題]

社会、経済、文化等あらゆる分野において国際化が進展し、私たちの身近な生活においても国際社会との関わりが強くなっています。男女共同参画社会の形成は国際的な動向であり、日本における男女平等に向けた取り組みも国際社会の動きに対応して進められてきています。

人口問題、環境問題等地球規模で解決を図らなければならない問題も、女性の置かれている状況と深い関わりを持ち、世界各地での女性問題における取り組みは、国内における女性問題の解決にも大きな影響を及ぼします。

私たち一人ひとりが、国際交流や国際協力を通じて互いの文化や国民性に対する理解を深め、抱えている問題を共に考えながら、国際社会の一員であるという認識を持って、男女共同参画意識を醸成していく必要があります。

[施策の方向] 企画課 教育総務課 社会教育課 人権推進室

①国際的な動向についての情報収集と提供

○男女共同参画社会の実現に向けた、国際社会の様々な情報の収集と提供に努めます。

②国際理解と国際交流の推進

○国際性豊かな人材育成のため、学校教育における語学教育や異国文化の理解の充実に努めます。

○各種イベントを活用し、在住外国人と市民との交流を促進します。

○外国人のための相談窓口の充実に努めます。

第2節 政策・施策等決定過程への男女共同参画の促進

(1) 政策・施策等決定過程への女性の参画の促進

[現状と課題]

女性が男性と共に政策・方針決定過程に参画することは、民主主義の要請であるのみでなく、男女双方にとって住みやすく、暮らしやすい社会を創るための必要条件をとまっています。環境保全、資源循環、生産活動、生活等あらゆる分野において、企画の段階から男女が共に参画し意見を反映させていくことが重要であり、そのことによって生活の視点やニーズが反映され新たな発想や価値観が生み出されることも期待されます。

しかし、現実社会では企業・地域社会等さまざまな分野で女性の進出は増えてきてはいますが、政策・方針等の決定過程においては依然として進んでいない状況にあります。

[施策の方向] 総務課 商工振興課 社会教育課 人権推進室 関係各課

①各種審議会・委員会等への女性の参画の促進

- 各種審議会や委員会等の委員への女性の登用に努めます。
- リーダー研修等を通じて人材の育成と発掘に努めます。
- 女性自身が政策・施策等決定の場に参画する意識を高めるための啓発に努めます。

②女性の職域拡大と管理職登用の促進

- 専門研修、職務別研修等各種研修の充実により人材育成に努め、管理職等への登用に努めます。
- 関係機関と連携を図り、民間企業や団体に対し、女性の職域拡大等より一層の啓発活動に努めます。

③地域組織等における女性の参画の促進

- 地域における自治会活動等において、男女が共に方針決定等の場に参画できるよう啓発活動を促進します。

第3節 男女が共に働く環境整備の促進

(1) 男女が共に活躍できる環境の整備促進

[現状と課題]

社会経済環境が変化する中で、男性も女性も生涯を通じて充実した職業生活を送ることができるよう、家庭内の責任と仕事との両立を図りつつ、その能力や経験を生かすことができる環境づくりが求められています。

女性の就業率が高まる一方、仕事と家庭の両立が難しいなどの理由から女性が仕事を中断したり、男性も職場優先の企業風土の中で活動の場が職場に偏りがちになっている状況があります。このため、男女が家族の一員としての責任を果たしながら仕事を継続することができるように、多様でかつ柔軟な働き方を可能とするような環境整備を進めることが課題になっています。

また、職業生活を充実できるよう、能力開発と技術向上のための施策や、在宅ワークやテレワーク等新しい就業形態に関する施策も求められています。

農業や商工業などの自営業においては、就業条件の整備とともに、女性が家族従事者として果たしている役割の重要性が評価され、対等なパートナーとして個性と能力を発揮することができる環境を整備することが大切になっています。

[施策の方向] 農林水産課 商工振興課 社会教育課 人権推進室

①雇用や労働に関する法律及び各種制度の周知と活用の促進

○女性の労働条件や、就業環境の向上を図るため、男女の均等な雇用機会と待遇の確保について法制度の周知・啓発活動により一層努めます。

○男女が家族の一員としての責任を果たしながら働き続けることができるように、育児休業・介護休業制度等の活用について周知・啓発活動に努めます。

○セクシャル・ハラスメントの防止について啓発活動に努めます。

○労働基準法、男女雇用機会均等法に基づく女性労働者の母性保護及び母性健康管理の啓発活動に努めます。

○パートタイム労働法、労働者派遣法、家内労働法などについての情報提供に努めます。

②職業能力開発と向上のための支援対策の推進

○育児、介護等で退職後の再就職やよりよい職場環境を求めて転職する男女に、能力開発と技術向上のための情報提供に努めます。

○起業家に対しセミナーなどの学習機会の情報提供に努めます。

③農業、商工業等自営業における環境整備の促進

○農林漁業・商工業等の自営業に従事する女性が、対等なパートナーとして参画できるよう啓発活動に努めます。

○労働時間の適正化や休暇の取得等の就業環境・生活環境の整備について啓発活動に努めます。

○自営業の重要な担い手となっている女性が、知識や技術、経営管理能力を習得できるよう、各種研修会等の学習機会の提供に努めます。

○地域特産物を活かした活動等を通じて、男女が共に参画できる環境づくりに努めます。

(2) 男女で担う育児・介護支援の充実

[現状と課題]

男女共同参画社会では、子どもの養育や家庭の介護等家庭生活における活動は、家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援の下に行われることが必要です。

これまでの企業中心型ともいわれる社会では、長時間労働や転勤等により家庭生活に犠牲を強いてきた面があり、家事・育児の多くを女性が担い、育児不安に悩む母親も増えています。一方、社会・経済状況の変化に伴う雇用システムの変化や心の充足の必要性等から、男性も家庭や地域生活に参画することが求められています。

こうした状況から、男女が共に育児や介護に関わっていくことができるよう、地域や社会全体で支援していく必要があります。

また、離婚による若年母子家庭等が増加傾向にあり、児童の養育と生計維持という現実的な課題を抱えていることから、経済的自立を図るための相談・指導を充実させるとともに、児童の養育を社会的に支援していく必要があります。

[施策の方向] 社会福祉課 健康福祉課 教育総務課 社会教育課 人権推進室

①男女が共に育む子育て支援の推進

○乳児保育、延長保育、一時保育等ニーズに適応した保育内容の充実に努めます。

○保育園、子育て支援センターによる育児相談事業、地域の人たちとの交流活動事業を推進します。

○家庭、幼稚園、保育園、小学校、児童館等の関係機関の連携を強め、子育て支援に努めます。

○安心して子育てができるよう育児相談の充実を図ります。

○子育てサロン、子育て講座などの充実に努めます。

○地域と児童生徒の交流活動により、地域ぐるみによる子どもの育成を促進します。

②男女で支え合う介護支援の推進

○家庭で介護する家族を対象に実施している相談・交流等の事業の整備に努めます。

○家族介護者の健康管理の観点から訪問指導事業、健康相談事業を推進します。

○要介護高齢者を在宅で介護する世帯に対して、心身のリフレッシュをする支援、交流事業や介護教室事業を推進します。

○家族介護の中に介護保険サービスを導入し、要介護者にとって希望するサービスが利用でき、家族介護者にとっては健康管理の観点等から介護の軽減が図れるよう、介護保険制度の周知に努めます。

③母子・父子家庭等に対する支援の充実

○社会的な自立のための相談事業の充実を図ります。

○児童扶養手当、自立支援教育訓練給付金等の支給により、母子家庭等の生活の安定と自立を支援します。

第4節 家庭・地域における男女共同参画の促進

(1) 男女が共に参画できる地域社会づくりの促進

[現状と課題]

男女が共同して様々な価値観やライフスタイルをもつ人々を受け入れ、家庭の内外の問題にも対応できるような地域づくりが課題となりつつあります。

家庭・職場・地域社会をより豊かなものとし、男女を問わず生きがいのある場となるようにするため、誰もが参加しやすい環境づくりを進めることが大切です。

これまで生活の中心を職業におきがちであった男性が地域活動に参加することは、職業で培ってきた経験や専門性をボランティア活動等に生かすことになり、地域社会の活性化につながります。また、生活に密接に結びついた視点とニーズを持つ女性が積極的に参画していくことは、男性にとっても女性にとっても住みやすい地域づくりの推進につながります。

[施策の方向] 社会教育課 人権推進室 関係各課

①地域活動への男女共同参画の促進

○男女の地域活動への参画について、広報・啓発活動を促進します。

○地域の連帯と明るい地域づくり促進のため、地域コミュニティー活動や隣保館等を活用した事業の充実を図ります。

○ボランティアの育成と活用に努めます。

○青少年の地域社会活動への参加を促進するとともに、リーダーの育成を推進します。

○あらゆる学習機会の提供に努めます。

②女性団体の交流と活動の場の充実

○女性団体やグループの交流の場や機会を充実し、団体等の活動を促進しま

す。

(2) 男女が共に築く家庭生活の実現

[現状と課題]

これまで男性の生活は仕事に比重がかかり、家事、育児、介護等の責任は主に女性が担ってきました。少子化、核家族化の進行や地域連帯意識の希薄化、情報の氾濫等の中で、子育てや介護の責任を一人で背負い、家庭での孤立感、閉塞感に悩む女性も少なくありません。また、日本における男性の就労環境は、家庭における父親の役割を考慮していない点が多く、父親の家事・育児時間は国際比較においても少ない状況です。こうした現状を見直し、男性が家庭生活に参画することは、男性自身にとっても仕事の世界とは異なった豊かさをもたらしてくれることにもなります。

[施策の方向] 健康福祉課 人権推進室 関係各課

①家庭生活における男女共同参画の促進

○男女が性別の固定的な役割分担意識にとらわれることなく、共に家庭生活に対しても責任を持つことができるよう広報・啓発活動に努めます。

○子育て講座等の家庭教育に関する学習機会の提供に努めます。

○男性の家庭生活における自立を促すための学習機会の提供に努めます。

第5節 男女が共に健やかに暮らせる環境整備の促進

(1) 生涯を通じた健康生活の支援の充実

[現状と課題]

1994年に国際人口・開発会議で提唱されたリプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康／権利）を尊重する視点から、女性の生涯を通じた健康を支援するための総合的な対策が望まれています。

男女共同参画社会の形成に当たっては、女性も男性もそれぞれの身体の特徴を十分に理解し合い、思いやりを持って生きていくことが大切です。特に女性には妊娠や出産をする可能性があることから、ライフサイクルを通じて適時正しい情報を提供し、支援していく必要があります。

「母性」とは女性に先天的に備わっている次世代を育てるための特性であり、生命を産み育て、充実した人間社会を維持、発展させていく基盤を創造する大切なものです。

健康福祉課等では疾病や障害の早期発見、予防を目的とした乳幼児健康診査、予防接種などの事業の他、少子化や核家族化の進行の中で、身近な相談相手のいない育児不安を抱えた親の増加に伴う、育児・子育て支援を目的とした事業の充実を図ってきました。

今後も、生命の尊さを学び、母性と父性の涵養を図るため、思春期における体験学習事業を推進していく必要があります。

今日のように、健康づくりに関心の高い時代においては、健康寿命を延ばし、質の高い健康な生活を目指すことが求められています。生涯を通じて女性の健康を保証する観点から、今後も女性自身が母性の尊さと健康保持を自覚し、心身ともに健やかで生きがい豊かに過ごせるよう啓発を図り、健康づくり対策を推進していくことが求められています。

[施策の方向] 健康福祉課 教育総務 社会教育課 人権推進室

①健康長寿と男女の自立支援の推進

○健康教室・健康相談を開催し、生活習慣改善指導や生活習慣病予防、要介護予防に関する知識の普及啓発を推進します。

○健康診査項目の充実を図るとともに、未受診者への受診勧奨と精密検査の受診率の向上に努めます。

○ライフステージに応じた健康教育を推進します。

○エイズや性感染症など健康に甚大な影響をもたらす疾病の予防に対する正しい知識の普及啓発を図ります。

○薬物乱用対策の推進

- ・ 薬物乱用防止教育の充実を図ります。
- ・ 薬物乱用に関する正しい知識の普及を図ります。

○すべての市民が生涯を通じて、それぞれの体力や年齢に応じたスポーツに親しめる環境整備に努め、一市民一スポーツの実践運動を展開します。

○社会環境の浄化

- ・ 性に関する正しい知識の普及を促進します。
- ・ 有害環境浄化についての啓発活動を推進します。

②生涯を通じた女性の健康支援の推進

○母性と母性保護の重要性についての啓発活動

- ・ 思春期・赤ちゃんふれあい体験学習を推進します。
- ・ 思春期における人工妊娠中絶の減少を図るため、性に関する正しい知識の普及を図ります。
- ・ 妊産婦訪問等における家族計画を指導し、人工妊娠中絶が女性の心身に及ぼす影響や安全な避妊についての知識の普及を図ります。

○母子の健康の保持増進

- ・ 乳幼児健康診査、健康相談の充実を図ります。
- ・ 妊産婦の健康相談、乳児訪問指導の充実を図ります。
- ・ 育児支援教室等、母親の育児不安に対応し、子育て支援センターと連携し子育て支援事業の推進を図ります。

○疾病の予防

- ・ 女性に特有のがん（子宮がん、乳がん等）や、女性に圧倒的に多い骨粗しょう症等を予防するため、正しい知識の普及啓発を図ります。

(2) 高齢者等が安心して暮らせる環境の整備促進

[現状と課題]

我が国は、人口の高齢化が急速に進み、平成 12 年には世界最高水準の高齢化率となっています。高齢社会では、介護の問題が家庭と地域における深刻な問題となってきたので、介護の負担を要介護者の家族に集中することなく社会全体で支える仕組みとして平成 12 年 4 月に介護保険法が施行されました。介護の負担は、現実には女性の側に偏りがちであることから、高齢者の問題を解決することは、女性の問題を解決することにもつながります。

また、高齢期の男女が年齢のみに基づく固定的な観念等にとらわれず、意欲や能力に応じて社会を支える重要な一員として、積極的に社会参画をしていくことが大切です。年齢や障害の有無にかかわらず、男女が健やかで安心して暮らせる社会に向けて、なお一層施策の充実を図っていく必要があります。

[施策の方向] 健康福祉課 社会福祉課 社会福祉協議会・人権推進室

①高齢者の生きがい対策の推進

○地域社会を基盤とした高齢者の生きがい対策を推進します。

○シルバー人材センターの活動を支援し、高齢者の社会参加を促進します。

○高齢者が仲間づくりをしながら生きがいを見いだせるようにするため、老人クラブ等の育成に努めます。

○高齢者が行う地域活動やサークル活動を支援し、学習活動、スポーツ・レクリエーション活動を促進します。

○地域でのお互いが支え合うことが出来る環境作りに努めます。